



令 6 . 1 1 . 1 9
証 2 - 2

中小企業税制の効果について

1. 中小企業者等の法人税率の特例
2. 中小企業投資促進税制
3. 中小企業経営強化税制

令和6年11月 中小企業庁

1. 中小企業者等の法人税率の特例

1－1．令和7年度税制改正における本税制措置の要望内容（延長）

- 中小企業者等の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する税率は、19%から15%に軽減されている。
- 中小企業の経営基盤の維持や資金繰り負担を緩和するとともに、生産性向上に向けた取組を後押しするため、本税制措置の適用期限を2年間延長する。

現行制度 【適用期限：令和6年度末まで】

- 中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている（本則）。
- 当該税率を、令和7年3月31日までの時限的な措置として、更に15%に軽減（租税特別措置）。

対象	本則税率		租特税率
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.2%	—
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額	<u>19%</u>	<u>15%</u>

要望内容

- 適用期限を2年間延長する。（令和8年度末まで）

(参考) 本税制措置の適用実績

- 令和4年度の適用件数は1,068,172件。適用金額は44,020億円。
- 減収額は、約1,761億円（44,020億円×4％）。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
適用件数	931,720	960,103	989,251	992,154	1,034,827	1,068,172
減収額 (億円)	1,447	1,506	1,569	1,567	1,701	1,761

(出典) 財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」

1－2．本税制措置の目的・達成目標・目標達成状況

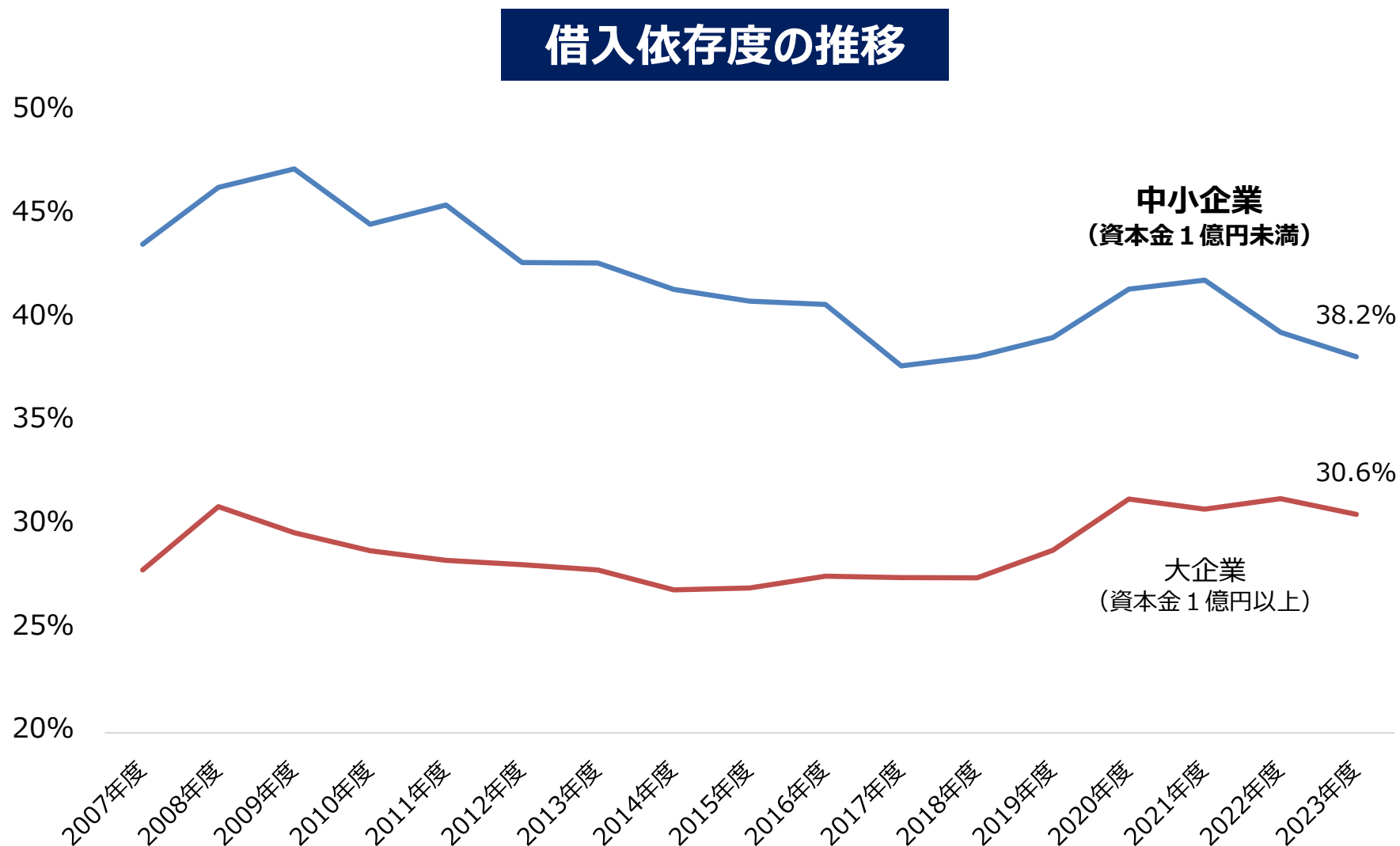
- 本税制措置は、平成20年に、「金融不安や景気後退の影響を受けやすい中小・小規模企業について十分な資金繰り対策を実施する一方で、「成長力強化税制」の導入などにより、中長期的に日本経済の「底力」を成長に結び付ける取組を推進する」ために、**中小企業の財務基盤の強化を目的として導入された。**
- 本税制措置の達成目標は、導入経緯を踏まえ、**中小企業を取り巻く景気等の状況を総合的に判断するため、複数の指標について、すべて満たすこと**、と設定している。具体的には以下のとおり。

◆**達成目標の指標（以下①～③すべて満たすこと）**

- ① 中小企業等の売上高が、生活対策以前（平成20年上期）の水準を持続的に達成すること
 - ② 中小企業等の資金繰りDIが、生活対策以前（平成20年上期）の水準を持続的に達成すること
 - ③ 中小企業等の業況判断DIが、生活対策以前（平成20年上期）の水準を持続的に達成すること
- 本税制措置の目標達成状況は、**①は未達、②・③は達成済み**である。
 - なお、上記目標は外部要因を多く含むため、より本税制措置の効果を測定可能な指標となるよう、見直してまいりたい。

(参考) 中小企業の財務基盤

- 中小企業の借入依存度は回復傾向であるものの依然として大企業と比較すると高水準で推移しており、財務基盤が脆弱であるといえる。

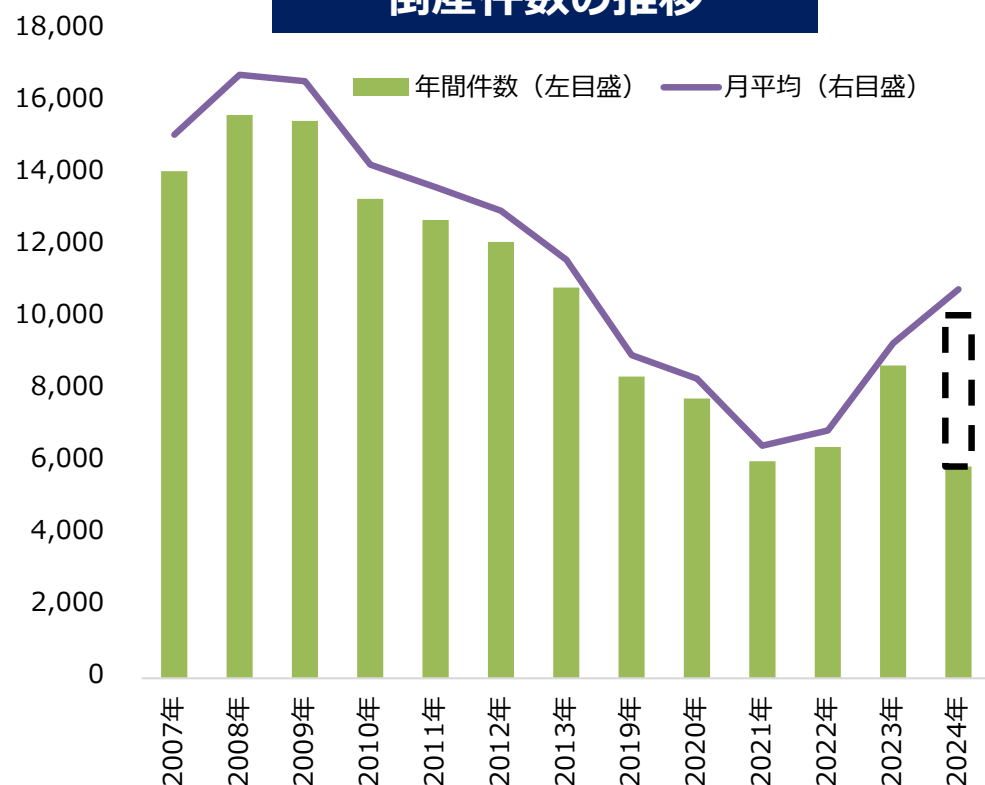


(出典) : 財務省「法人企業統計調査 時系列データ」を中小企業庁が再編加工

(参考) 中小企業の財務基盤

- 物価高や人件費高騰（人手不足）などのコスト増、また借入返済などの資金繰り負担に加え、今後は金利上昇も収益を下押しする。このため、過剰債務や稼ぐ力が見劣りする中小企業を中心に、秋口以降の企業倒産は増勢局面に入ることが懸念される。
- また信用保証協会による代位弁済件数も2021年～2022年は、政策支援等により、低水準に抑制されていたものの、2023年度以降はコロナ以前の水準まで増加。

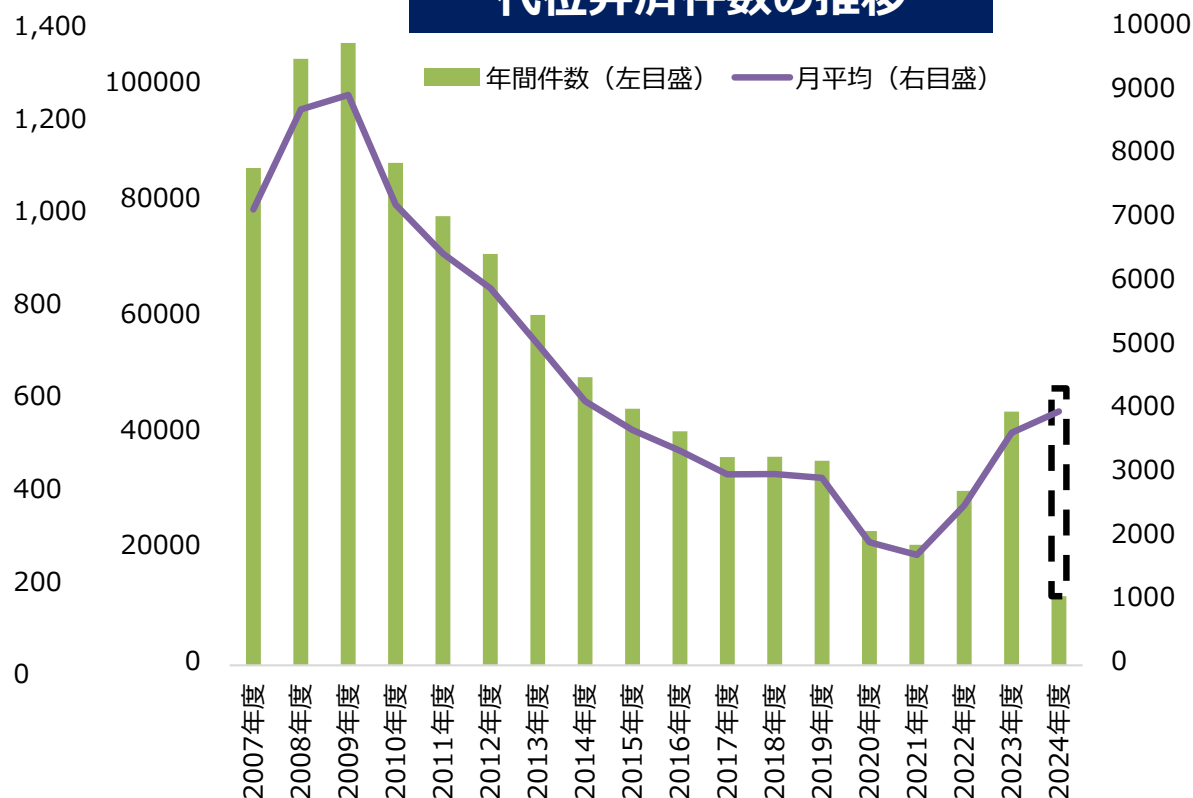
倒産件数の推移



※2024年は1月～7月迄実績
点線部分は8月～12月が同ペースで進捗したと仮定し、作成

【資料】(株)東京商工リサーチ調べ

代位弁済件数の推移



【資料】全国信用保証協会連合会

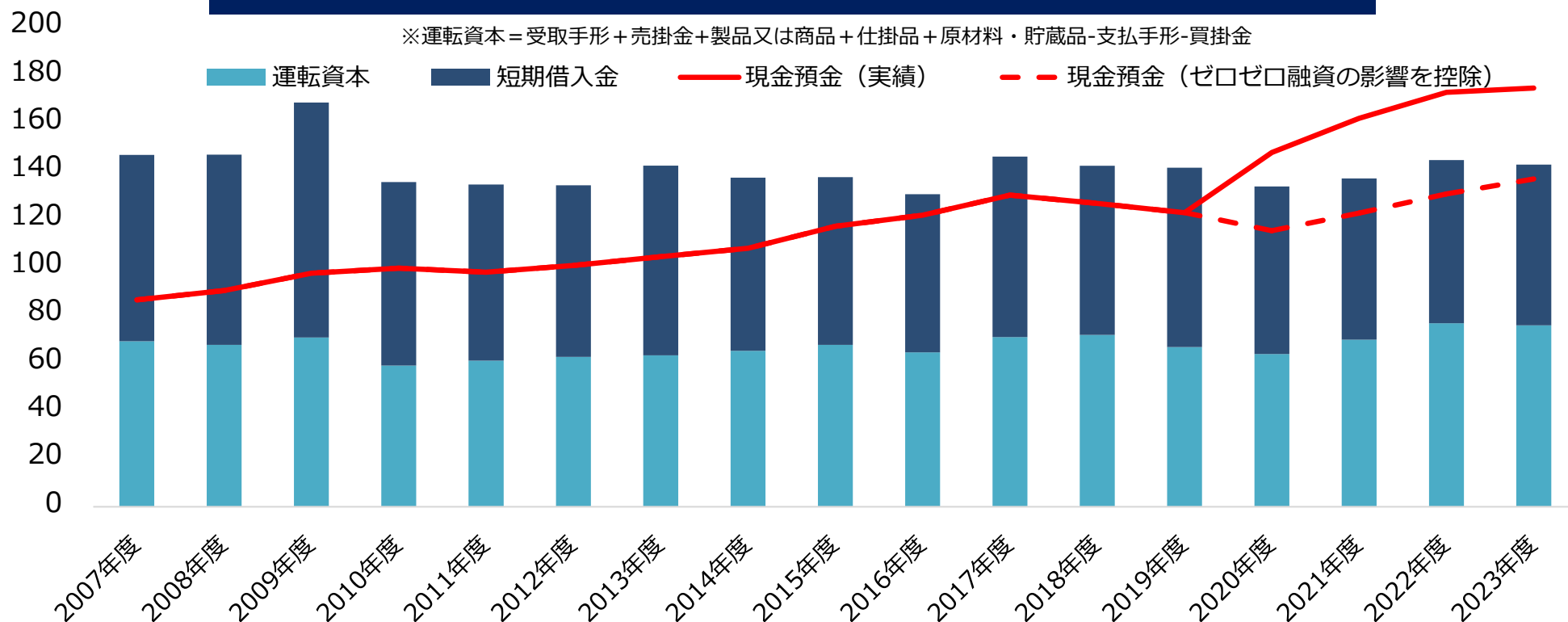
(注) 2024年は4月～6月の月平均値を使用。

(参考) 中小企業の現預金の状況

- バブル崩壊期以降、貸し渋り・貸し剥がしに苦しんだ経験をもち、大企業より信用力の劣る中小企業にとって、**銀行貸し出しや企業間信用の収縮等の不測の事態に備えて現預金を厚く保有することは合理的**である。
- 実際、コロナ禍の2020年度以降は、短期的な必要資金を超える額の現預金を保有しているが、それ以前の現預金は必要資金（運転資本＋短期借入金）の範囲内におさまっており、**不必要に現預金を積み上げて****いるわけではない。**

(単位：兆円)

資本金1億円未満の企業における「現金預金」と「運転資本※＋短期借入金」残高の推移
(ゼロゼロ融資の影響を控除)



(出典)：財務省「法人企業統計調査 時系列データ」を中小企業庁が再編加工

ゼロゼロ融資の影響は、中小企業政策審議会金融小委員会の第8、9、10回の事務局説明資料を参照

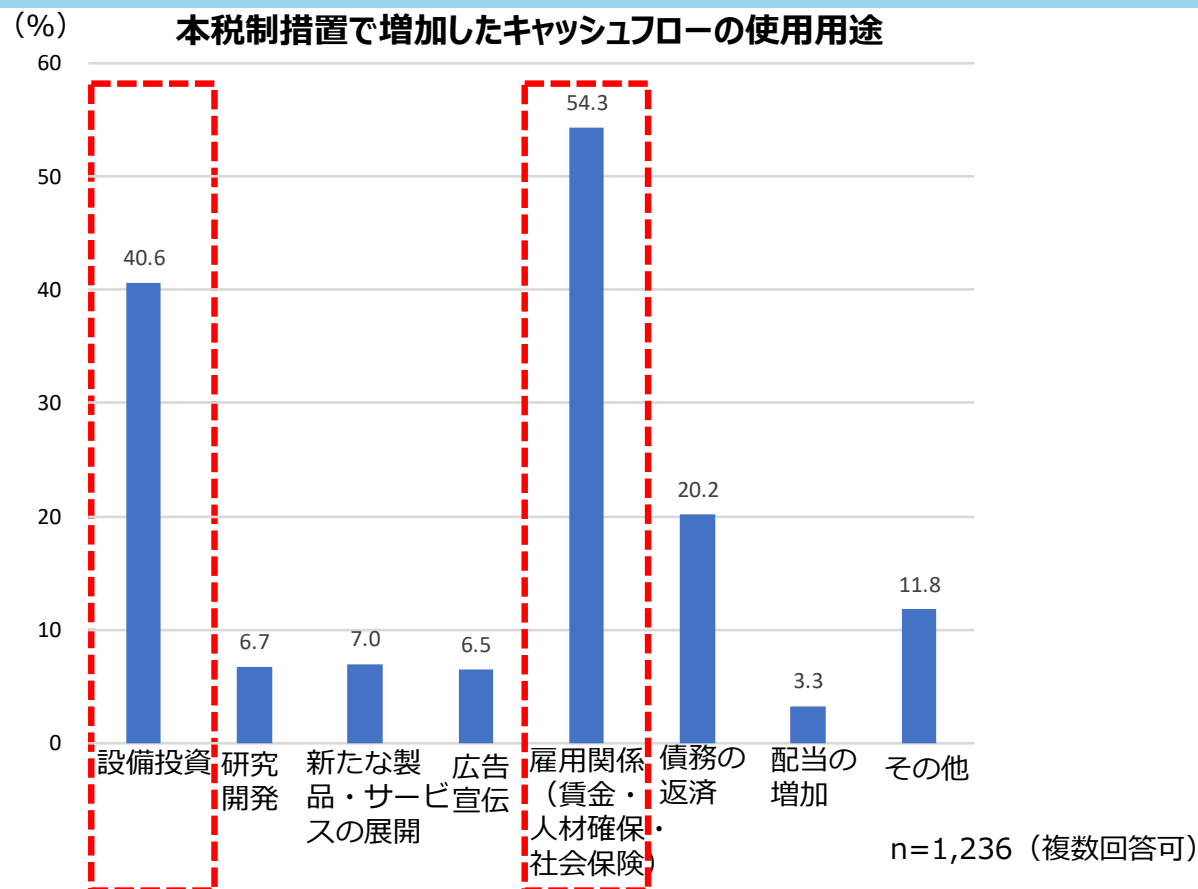
(注記)：ゼロゼロ融資の2020年度末残高を42.4兆円と仮定し、返済の進捗等を加味し、各年度における残高を試算

1－3．本税制措置の効果

- 本税制措置は、様々な業種の中小企業者約100万者に活用されている。中小企業庁実施のアンケートによると、本税制措置の適用によって増加したキャッシュフローは、人件費などの雇用関係や、設備投資への支出に活用されており、本税制措置が仮に無くなった場合には、雇用関係や設備投資の費用が削減されかねない。
- また、本税制措置による最大32万円の軽減額（※1）は、中小企業の平均従業員数の約4割にあたる人員の年間の賃上げ幅に相当する（※2）。

※1 本則19%から租特15%へ4%軽減することにより、所得800万円の企業であれば、 $(800万円 \times 4\%) = 32万円$ の税負担が軽減される。

※2 中小企業の平均的な従業員数は9.8人（「令和3年経済センサス-活動調査」より試算）。
50円/時間(2024年10月の最低賃金引き上げの全国平均)×1,680時間(平均的な労働時間を7時間/日×20日/月×12か月と仮定)×4人分=33.6万円/年 であり、32万円は従業員4人分の賃金を年間通じて時給50円分上げることに相当する。



（出典）中小企業庁「中小企業税制に関するアンケート調査（令和6年度）」

(参考) 中小企業庁実施アンケートの対象者等

● 対象者

委託先（東京商工リサーチ）が保有する企業リストのうち、資本金 1 億円以下の企業（※） 20,000 者。
このうち、回答者数は 3,453 者（回答率 17.3%（令和 6 年 8 月 27 日時点））

※決算期：2021/01以降、連続3期財務がある企業（変則決算を除く）

※3期連続黒字の企業を抽出。※個人を除く。

※議決権保有者が資本金5億円以上で、議決権比率100%以上となっている企業を除く。

※業種：建設業、製造業、卸売・小売・宿泊・飲食サービス業、不動産・物品賃貸業、情報通信・運輸・郵便業、学術研究、専門・技術サービス、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援、医療、福祉、その他

● 実施期間・方法

令和 6 年 7 月 23 日（火）～令和 6 年 8 月 23 日（金）（web + 郵送：対象者は同じ）

※ 以下、中小企業経営強化税制・中小企業投資促進税制について同じ。

2. 中小企業投資促進税制

2-1. 令和7年度税制改正における本税制措置の要望内容（延長）

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における設備投資を後押しするため、**一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%※）又は特別償却（30%）の適用**を認める措置。
※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る
- **人手不足や物価高騰が続く中、中小企業の更なる設備投資を促進するため、適用期限を2年間延長する。**

現行制度	【適用期限：令和6年度末まで】
対象者	・ 中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・ 従業員数1,000人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	・ 機械及び装置【1台160万円以上】
	・ 測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】
	・ 一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く
	・ 貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・ 内航船舶（取得価格の75%が対象）

※①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外
※総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要

要望内容

○適用期限を2年間延長する。（令和8年度末まで）

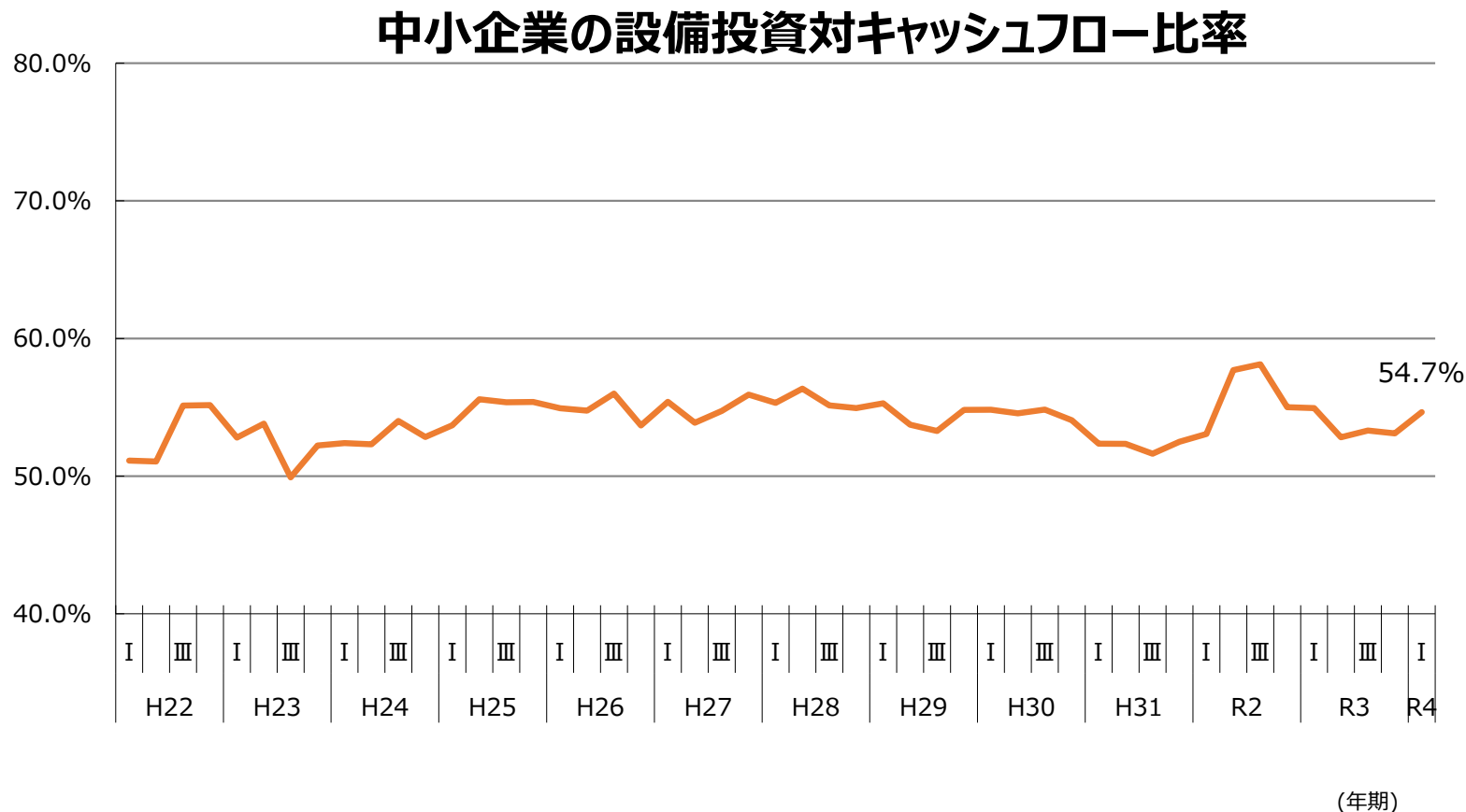
(参考) 本税制措置の適用実績

		H29	H30	R1	R2	R3	R4
適用件数	特別償却	34,475	26,254	25,518	22,847	23,133	21,305
	税額控除	32,446	28,281	28,312	26,135	28,630	29,233
	合計	66,921	54,535	53,830	48,982	51,763	50,538
減収額 (億円)	特別償却	653	387	367	300	315	274
	税額控除	230	186	183	163	186	189
	合計	883	573	550	463	501	463

(出典) 財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」

2-2. 本税制措置の目的・達成目標・目標達成状況

- 本税制措置は中小企業の設備投資を促進することを目的としており、達成目標は、設備投資対キャッシュフローが80%超となることである。
- 直近の達成状況は、2022年度で54.7%となっており、未達である。



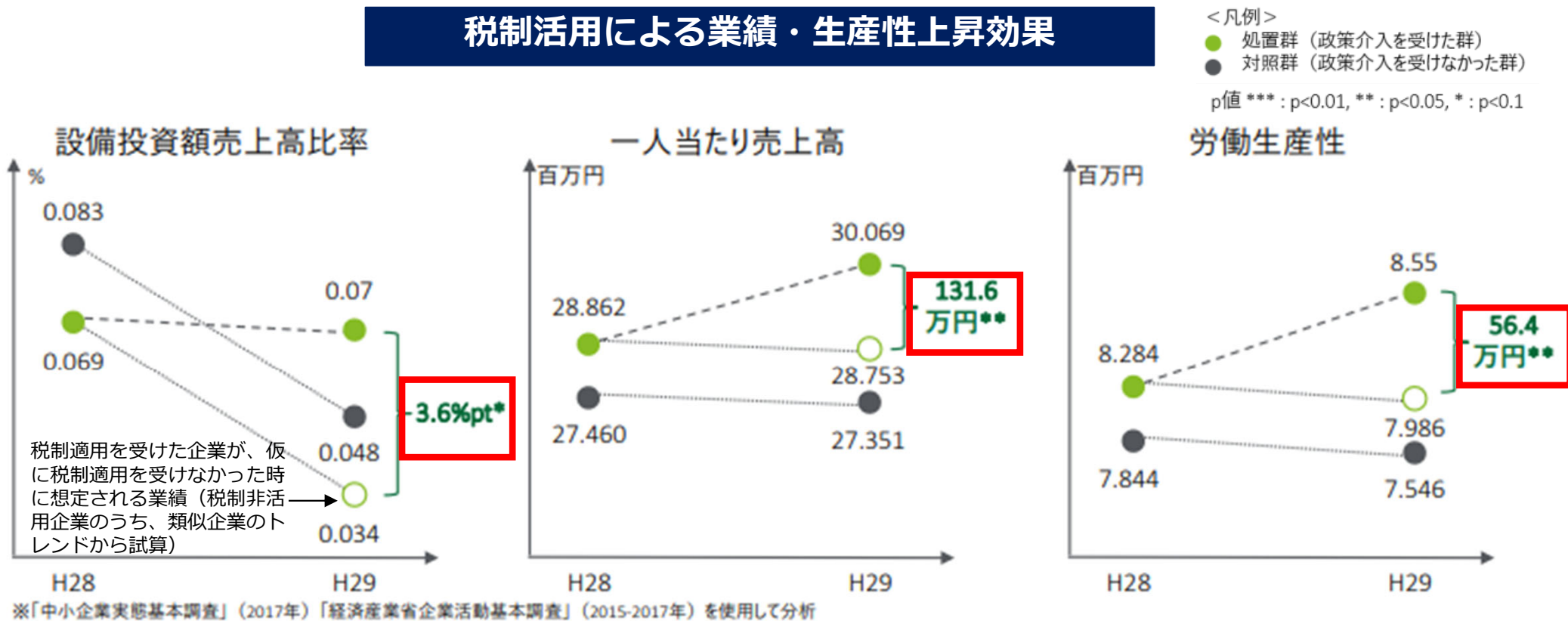
資料：財務省「法人企業統計調査季報」

(注) ここでいう中小企業とは、資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。
キャッシュフローは経常利益×0.5+減価償却費で計算している。

2-3. 本税制措置等の効果に関する分析①

- **総務省行政評価局によるEBPM検証において**、統計的な処理により、「中小企業経営強化税制または投資促進税制の活用企業」と、「活用していないが企業規模や利益水準、固定資産の取得状況等が活用企業と類似している企業」との業績等の差異を分析したところ、**中小企業経営強化税制・投資促進税制を活用することによって、設備投資額、売上高、労働生産性が有意に上昇することが確認された。**

税制活用による業績・生産性上昇効果



（注）2017年度の「中小企業実態基本調査」において、「中小企業経営強化税制」または「中小企業投資促進税制」を活用したと回答した企業を処置群（政策介入を受けた群）とした。同じ調査で、どちらの税制も活用していないと回答した企業のうち、活用企業と資本金額、営業利益、有形固定資産、有形固定資産当期取得額、売上高で類似している企業を統計的手法により抽出し、対照群（政策介入を受けなかった群）としている。

（出所）総務省行政評価局「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書（個別）【概要】」令和6年3月

2－3．本税制措置の効果に関する分析②

- 本税制措置に関して、設備投資で減る余剰資金が、特別償却を活用することによって初年度に増えるというメリットが、サプライチェーンを通じてどのような波及効果を生むかについて、RIETI小泉研究員により、2024年2月に政策評価（EBPM）を実施。
- 具体的には、メリットの度合いは耐用年数が長い設備ほど効果が高くなることから、**耐用年数が長い設備を購入する傾向がある産業（トリートメント企業）**とそれ以外の産業に分け、トリートメント企業を中心とした**サプライチェーンデータ（サプライヤー企業・カスタマー企業）を構築、トリートメント企業と遠くにいるコントロール企業と比較して、売上の増加率**の変化を分析した。

分析結果概要

1．トリートメント企業とコントロール企業との比較

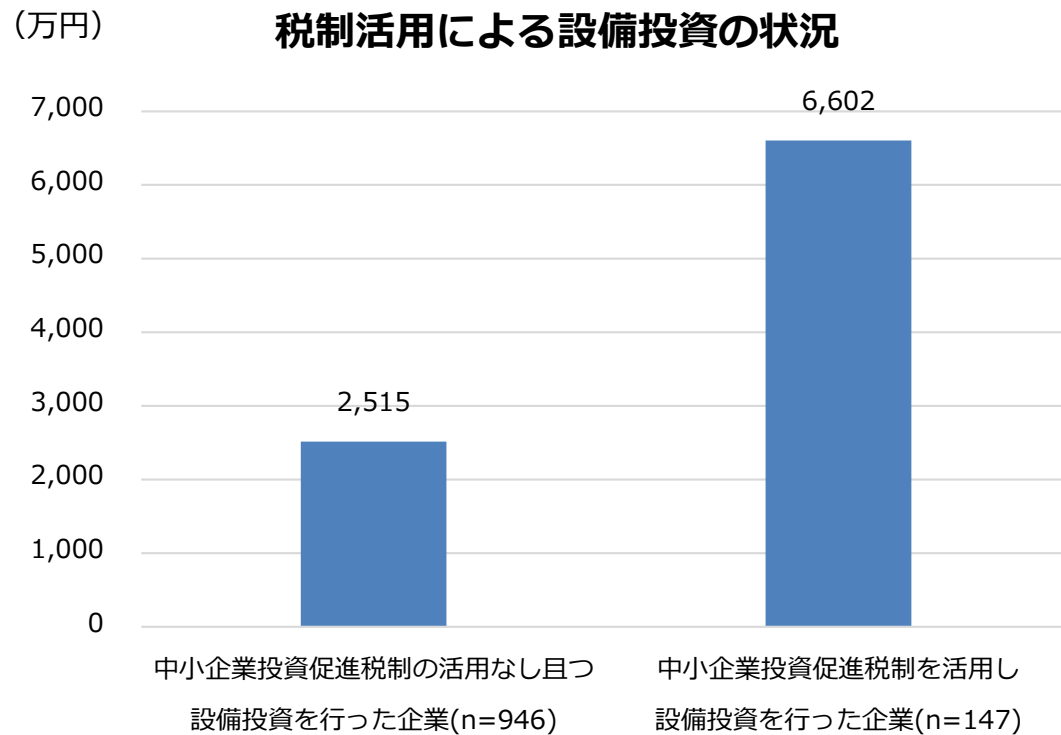
- （1）直接効果としてトリートメント企業の売上は上昇した。

2．サプライヤー企業とカスタマー企業との比較

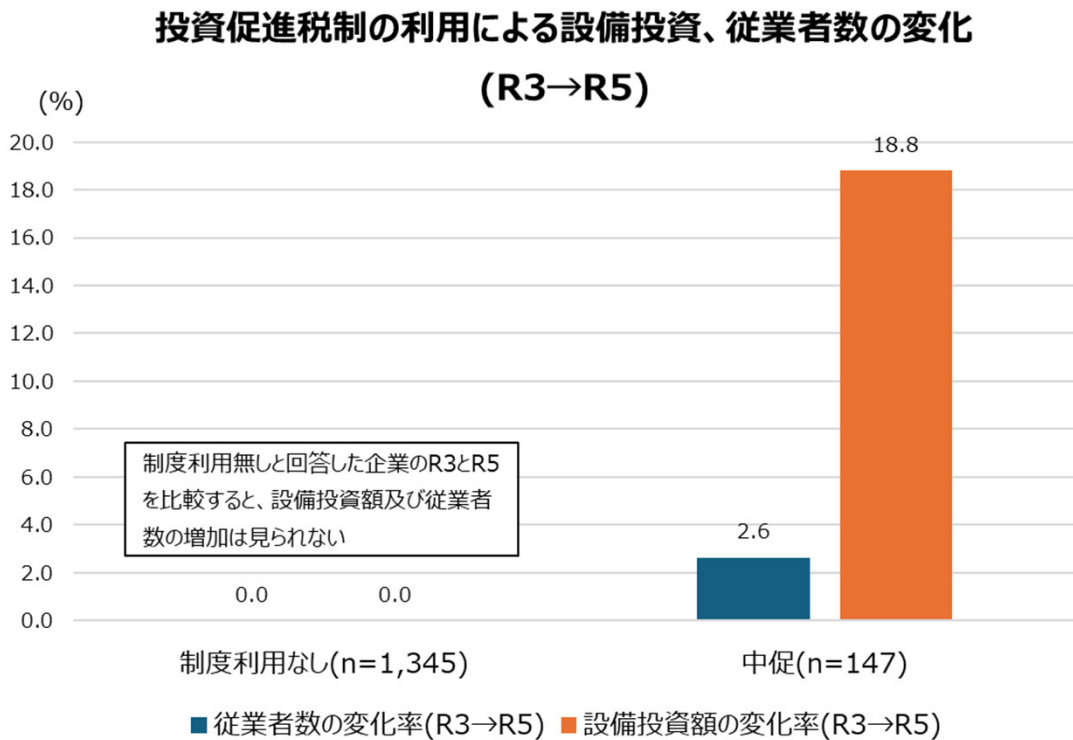
- （1）サプライヤー企業には大きな正の間接的な売上増が発見されたが、カスタマー企業にはそのような効果は見受けられなかった。
- （2）さらに、サプライヤー企業の売上増加率のほうが、直接効果であるトリートメント企業の売上増加率よりも高かった。

2-3. 本税制措置の効果に関する分析③

- 本税制措置を利用した企業の設備投資額の水準は、税制未利用企業よりも高い。
- 本税制措置を利用した企業は、従業者数や設備投資額を増加させており、税制措置を呼び水に、さらなる設備投資や雇用規模の拡大につながっていると考えられる。



資料：中小企業庁「中小企業税制に関するアンケート調査（令和6年度）」
(注)設備投資額は最低160万円以上で、R3～R5期間の中央値。



資料：中小企業庁「中小企業税制に関するアンケート調査（令和6年度）」
(注)変化率はR3とR5の設備投資額及び従業者数を比較して算出した増減率のそれぞれ中央値。

2－3．本税制措置の効果に関する分析④

- 中小企業投資促進税制は、中小企業の設備投資を増やすための税制であり、手続きが簡素であることは、人手の足りない中小企業にとって、極めて重要な要素。本税制措置は広く中小企業に周知されており、税制が適用されることが設備投資の後押しになっている。
- 実際、中小企業庁アンケートによると、「中小企業投資促進税制を利用している」と回答した事業者の認知度は100%となっており、税制利用者の全てが認知した上で活用している。

中小企業投資促進税制の利用者	319
知っている	319
知らない	0

3. 中小企業経営強化税制

3 – 1. 令和7年度税制改正における本税制措置の要望内容（拡充・延長）①

- 中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を促進するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備投資について、即時償却及び税額控除（10%※）のいずれかの適用を認める措置。
※資本金3,000万円超の場合は7%
- 円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下の中でも、中小企業の果敢な設備投資を促進し、労働生産性の向上を通じて賃金上昇につなげていくため、中小企業経営強化税制の延長を行う。
- その中でも、成長志向の高い中小企業を更に後押しし、売上高が100億円を超える中小企業（100億企業）の創出を推進するため、上乗せ措置の創設等を行う。

現行制度 【適用期限：令和6年度末まで】

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	<u>生産性が旧モデル比平均1%以上向上</u> する設備	工業会等	機械装置（160万円以上）	・ <u>生産等設備</u> を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄 宿舍等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。 ・ <u>国内への投資</u> であること ・ <u>中古資産・貸付資産でないこと</u> 等
収益力強化設備 (B類型)	<u>投資収益率が年平均5%以上</u> の投資計画に係る設備	経済産業局	工具（30万円以上） （A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）	
デジタル化設備 (C類型)	<u>可視化、遠隔操作、自動制御化</u> のいずれかに該当する設備		器具備品（30万円以上）	
経営資源集約化設備 (D類型)	<u>修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上</u> の投資計画に係る設備		建物附属設備（60万円以上） ソフトウェア（70万円以上） （A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）	

※1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除く。

※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものを除く。

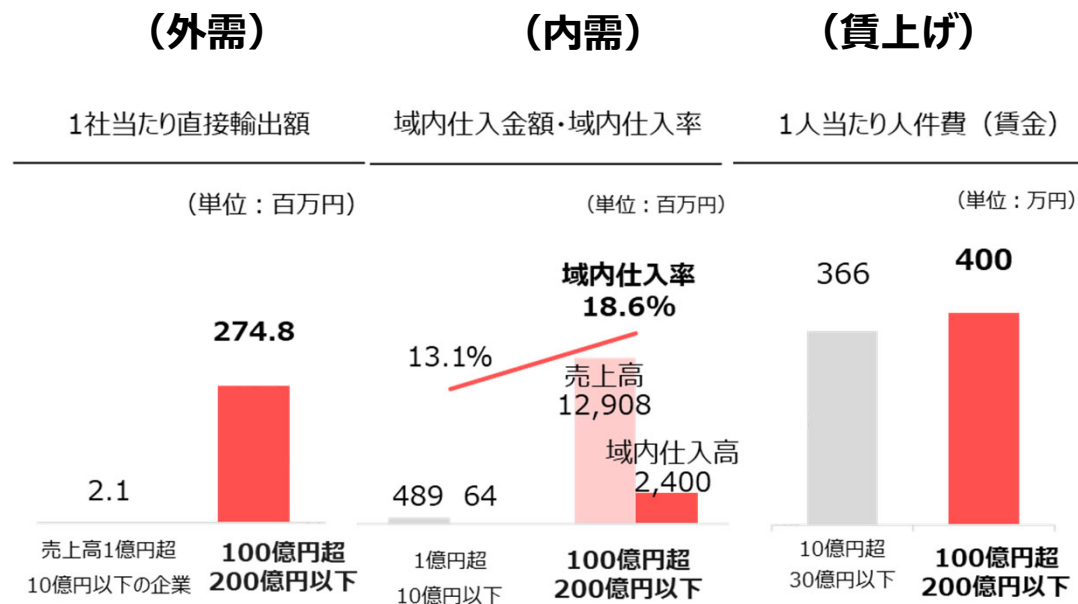
※4 コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除く。

要望内容 ○適用期限を2年間延長する。（令和8年度末まで） ○上乗せ措置等を検討する。

3-1. 令和7年度税制改正における本税制措置の要望内容（拡充・延長）②

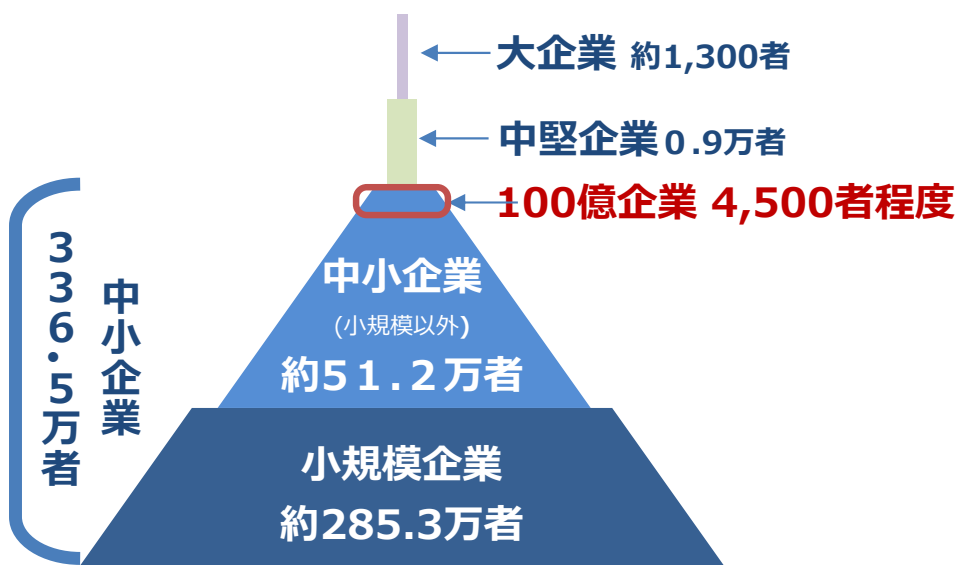
- 売上100億円超の中小企業（**100億企業**）は高いレベルで外需と内需を取り込み、収益を上げて生産性向上（イノベーション）を図り、賃上げを実現し、人口減少社会においても、地域経済の好循環を先導する存在。経済成長を実現する上で、各地域に「100億企業」のような成長中小企業を創出することが重要。
- さらに、**100億企業**は中堅企業へのパスになるが、現状4,500者程度と推計され、政策による強力な後押しが必要。
- このため、**100億企業を目指すような成長意欲のある中小企業がシームレスに成長を目指す環境整備**を行い、更なる100億企業を創出をする。

外需・内需の取り込み・賃上げ を高いレベルで実現している100億企業



(出所) 「直接輸出額」：中小企業実態基本調査 対象 約172.8万社
「域内仕入高・仕入比率」：地域未来牽引企業の中間評価に係る調査 対象 2,249社
「賃金」：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」再編加工

100億企業（売上100億円超の中小企業）は 現状4,500者程度

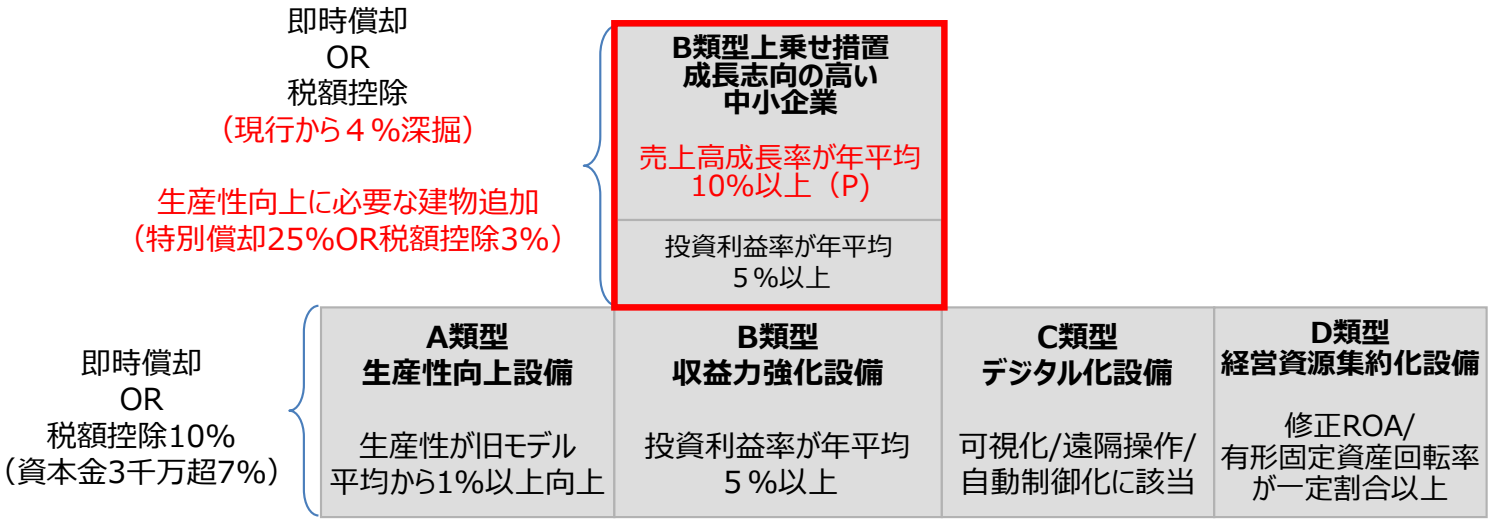


(出所) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」再編加工

3 – 1. 令和7年度税制改正における本税制措置の要望内容（拡充・延長）③

- 中小企業が飛躍的に成長していくためには、単品の設備はもとより、工場のラインや店舗といった複合的な設備の導入が必要となるため、こうしたパッケージでの設備導入を想定して設けられたB類型をベースとし、一定の売上高成長率の達成を目指すためのインセンティブ措置（上乗せ措置）として、税額控除率の深掘（4％）及び、対象設備に生産性向上に必要な建物の追加）を要望する。
- 税額控除率は、沖縄振興・福島復興のための特例措置15％が租特の上限であることを勘案。建物は、生産ラインの導入に必要な建屋や販路拡大のための店舗等、生産性向上設備との組み合わせかつ新規取得のものを想定。

B類型上乗せ措置の概念図



(注) 投資利益率：（営業利益+減価償却費）の増加額／設備投資額

(参考) 本税制措置の適用実績

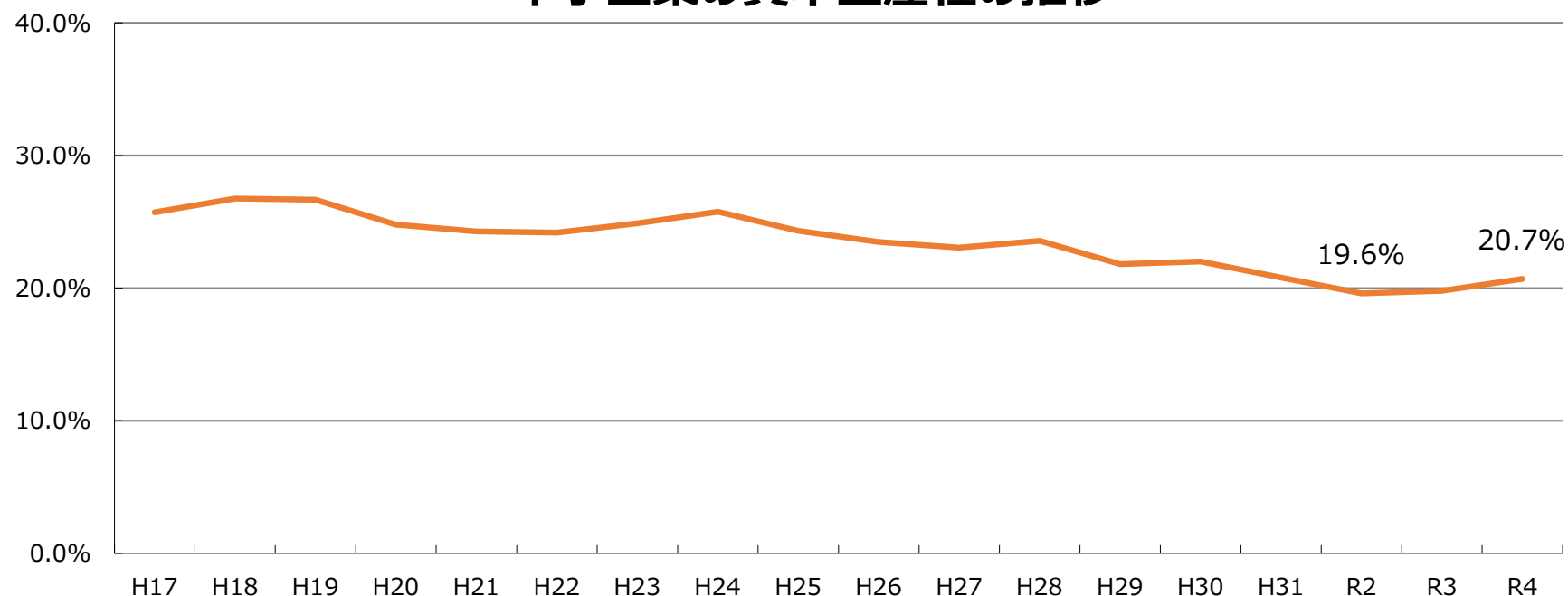
		H29	H30	R1	R2	R3	R4
適用件数	特別償却	10,732	18,581	17,299	15,719	16,237	14,961
	税額控除	3,374	7,838	8,814	7,316	7,633	7,583
	合計	14,106	26,419	26,113	23,035	23,870	22,544
減収額 (億円)	特別償却	550	922	836	672	799	772
	税額控除	69	141	139	96	115	120
	合計	619	1,063	975	768	914	892

(出典) 財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」

3-2. 本税制措置の目的・達成目標・目標達成状況

- 本税制措置は、中小企業が保有する設備等の資本による生産性の向上（資本生産性の向上）を目的としており、達成目標は、資本生産性が2020年度比で3%向上すること及び労働生産性が2020年度比で5%向上することである。
- 直近の達成状況は、資本生産性においては、2020年度比で5.6%（ $= 20.7 / 19.6$ ）となっており、達成済みである。一方で、中小企業の設備投資はストックベースにおいて伸び悩んでいる背景から、本税制措置における達成目標を通じた労働生産性の目標（2020年度比5%向上）については、2022年度時点で4.4%（5.43百万円／5.20百万円）となっており、未達である。

中小企業の資本生産性の推移



資料：財務省「法人企業統計調査年報」

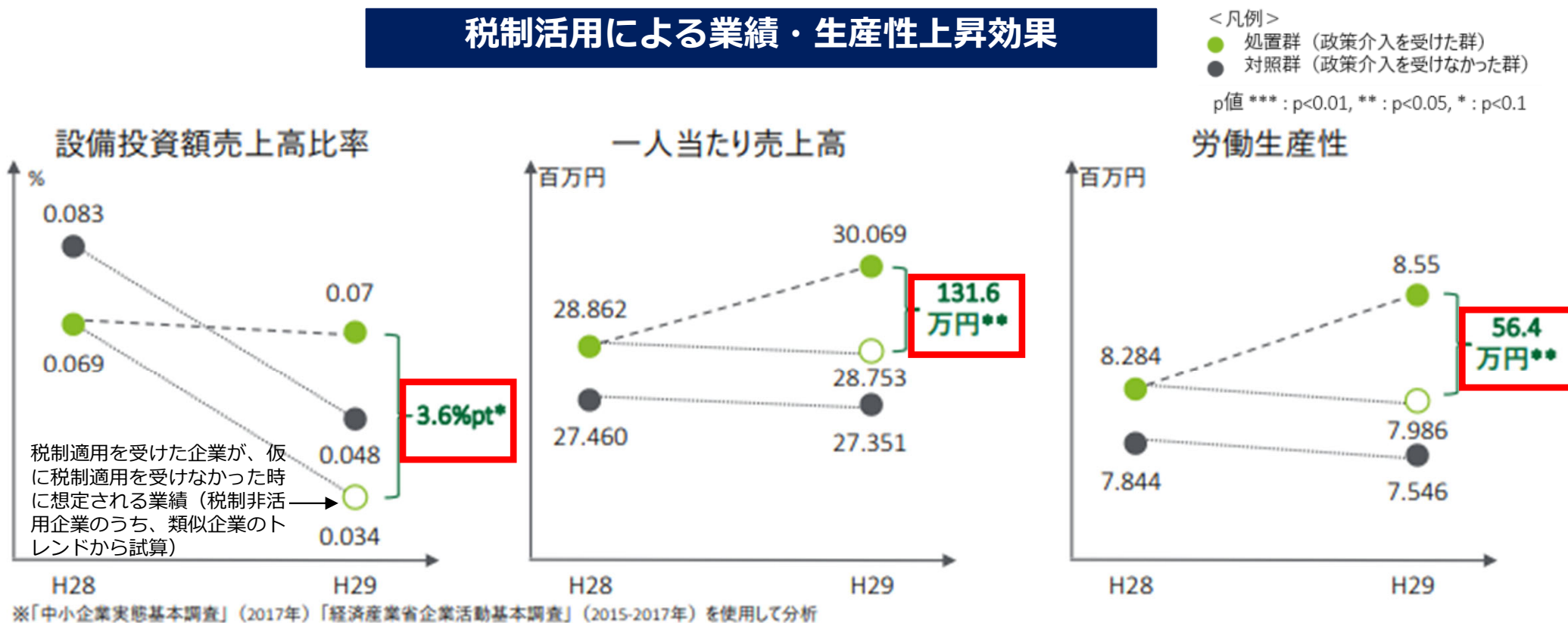
(注) ここでいう中小企業とは、資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

(年度)

3-3. 本税制措置等の効果に関する分析①【再掲】

- 総務省行政評価局によるEBPM検証において、統計的な処理により、「中小企業経営強化税制または投資促進税制の活用企業」と、「活用していないが企業規模や利益水準、固定資産の取得状況等が活用企業と類似している企業」との業績等の差異を分析したところ、**中小企業経営強化税制・投資促進税制を活用することによって、設備投資額、売上高、労働生産性が有意に上昇することが確認された。**

税制活用による業績・生産性上昇効果



(注) 2017年度の「中小企業実態基本調査」において、「中小企業経営強化税制」または「中小企業投資促進税制」を活用したと回答した企業を処置群（政策介入を受けた群）とした。同じ調査で、どちらの税制も活用していないと回答した企業のうち、活用企業と資本金額、営業利益、有形固定資産、有形固定資産当期取得額、売上高で類似している企業を統計的手法により抽出し、対照群（政策介入を受けなかった群）としている。

(出所) 総務省行政評価局「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書（個別）【概要】」 令和6年3月

3－3．本税制措置の効果に関する分析②

- 本税制の政策目的である、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上について、一橋大学の宮川大介先生他により、政策評価（EBPM）を実施。
- 具体的には、中促の上乗せ措置(2014年度)の創設の前後で、**制度の利用企業**（処置群）と、**ベンチマーク企業群**（対照群、資本金1億円超10億円以下の企業）を比較し、**設備投資比率及び生産性**に有意な変化が見られたか否かを差の差（DID）推定を用いて評価し、当該制度変更に関する処置効果を分析した。

分析結果概要

1．制度利用が可能であった企業群との比較

- （1）中小企業全体の設備投資比率を増加させたという事実は確認されなかった。
（先行研究においても、制度を認識していない企業、赤字企業、投資機会を有しない企業の存在等により、同様の結果が示されている。）

2．実際に制度を活用した企業群との比較

- （1）設備投資比率及び一人当たり売上高（生産性の代替指標）が有意に上昇・増加した。
- （2）特に、より強い資金制約に直面している企業群について、設備投資比率の大幅な上昇が認められた。

(参考)

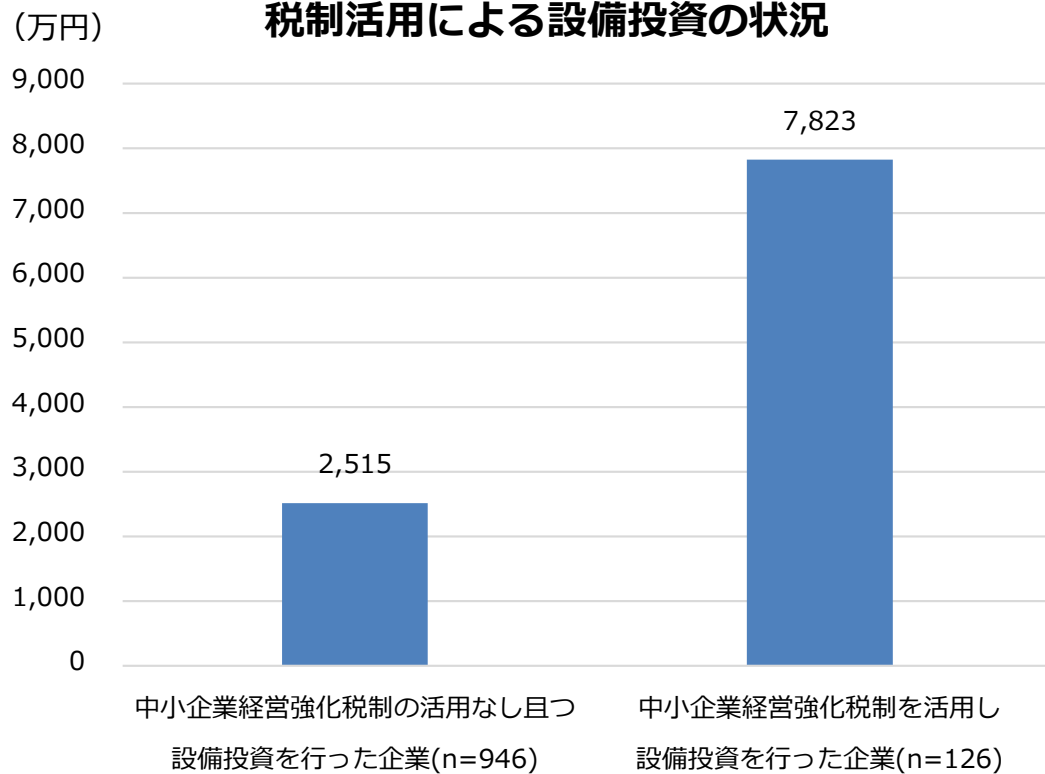
令和3年度中小設備投資税制の効果分析について（経営強化税制（中促上乗せ））

- **分析実施者**：宮川 大介（一橋大学准教授（経営管理研究科））
細野 薫（学習院大学教授（経済学））
布袋 正樹（大東文化大学准教授（経済学））
- **調査事業名**：中小企業庁「令和3年度中小企業関係租税特別措置の効果に関する調査研究」
- **委託事業者**：東京商工リサーチ
- **調査の概要**：企業20,000社に対してアンケート調査を実施、回答数3,484 件(回収率17.4%)
- **スケジュール**：
2021年10～11月：アンケート調査実施
2021年12月～22年3月：アンケート調査実施を元に、先生方による分析
2022年5月：RIETI内で英文校閲等を実施の上、公表

3-3. 本税制措置の効果に関する分析③

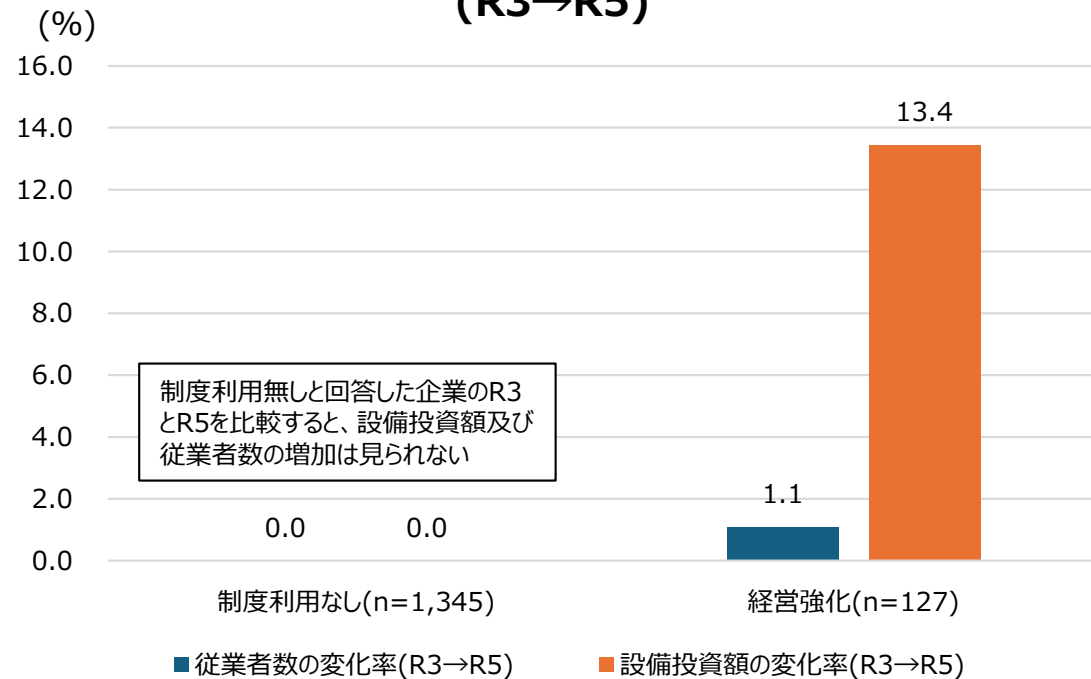
- 本税制措置を利用した企業の設備投資額の水準は、税制未利用企業よりも高い。
- 本税制措置を利用した企業は、従業者数や設備投資額を増加させており、税制措置を呼び水に、さらなる設備投資や雇用規模の拡大につながっていると考えられる。

税制活用による設備投資の状況



資料：中小企業庁「中小企業税制に関するアンケート調査（令和6年度）」
(注)設備投資額は最低160万円以上で、R3～R5期間の中央値。

経営強化税制の利用による設備投資、従業者数の変化 (R3→R5)



資料：中小企業庁「中小企業税制に関するアンケート調査（令和6年度）」
(注)変化率はR3とR5の設備投資額及び従業者数を比較して算出した増減率のそれぞれ中央値。